

1. 改定の目的

「川内地域の緊急時対応」は、平成26年9月に開催された川内地域ワーキングチーム（特別会合）（現在の地域原子力防災協議会）で取りまとめ・確認が行われ、同年9月に原子力防災会議にて確認結果の報告及び了承がなされたところ。

その後、「川内地域の緊急時対応」の実効性の検証を目的として、平成27年12月、平成29年1月にそれぞれ鹿児島県原子力防災訓練等を実施し、成果報告書である「鹿児島県原子力防災訓練の記録」をそれぞれ取りまとめた。

今般の「川内地域の緊急時対応」の改定は、同報告書における訓練の教訓事項等を踏まえ、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るために行うもの。

2. 改定のポイント

〈改善①〉 自然災害等により家屋にて屋内退避ができない住民等の対応策の具体化

対応方針

地震による家屋の倒壊等により、屋内退避が困難な場合の対応策の具体化

- 余震の発生により、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点からUPZ内の別の指定緊急避難場所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先への避難を行う

〈改善②〉 暴風雨や台風時などにおける防護措置の具体化

対応方針

特別警報等発令時には無理に避難せず屋内退避を優先

- 気象庁から警報等が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも、人命の安全確保を最優先とし、屋内退避を実施
- 天候が回復するなど、安全が確保できた場合には避難等を実施する

〈改善③〉 観光客等一時滞在者の避難行動等の具体化

対応方針

観光客等一時滞在者への情報伝達体制及びその避難行動の具体化

- PAZ及びUPZ内の観光客等の一時滞在者に対し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを実施する。
- また、そのための一時滞在者への情報伝達の手段や体制を具体化

〈改善④〉 UPZ内の住民の一時移転等を円滑に行うための対策①

対応方針

UPZ内に位置する自治体の主な避難経路等の明確化

- UPZ内に位置する自治体毎に、避難先までの主な避難経路及び避難先を明確化

〈改善⑤〉 UPZ内の住民の一時移転等を円滑に行うための対策②

対応方針

避難経路沿いに避難退域時検査場所候補地を明記

- UPZ内の住民の一時移転等を円滑に行うための対策として、30km周辺の避難経路沿いに避難退域時検査場所の候補地21カ所を明記

〈改善⑥〉避難経路の複数化

- ・新たに開通した区間を含めた、南九州西回り自動車を活用した避難経路を追加

〈改善⑦〉住民が屋内退避するための放射線防護施設の充実化

- ・放射線防護施設として、工事中を含め新たに9施設整備

〈改善⑧〉バス協会との協定に基づく避難車両の確保

- ・県と(公財)鹿児島県バス協会(協力事業者33社)が平成27年6月に協定を締結

〈改善⑨〉避難状況把握・渋滞緩和対策の強化

- ・ヘリによる映像配信を活用した渋滞・避難状況の把握
- ・映像伝送により得られた情報を活用した避難誘導・交通規制の実施

〈改善⑩〉離島の島外避難等防護措置の明確化

〈改善⑪〉緊急時モニタリング体制の強化

- ・電子線量計33基を追加整備し、モニタリングポストが合計100箇所強化

〈改善⑫〉安定ヨウ素剤の確保体制の強化

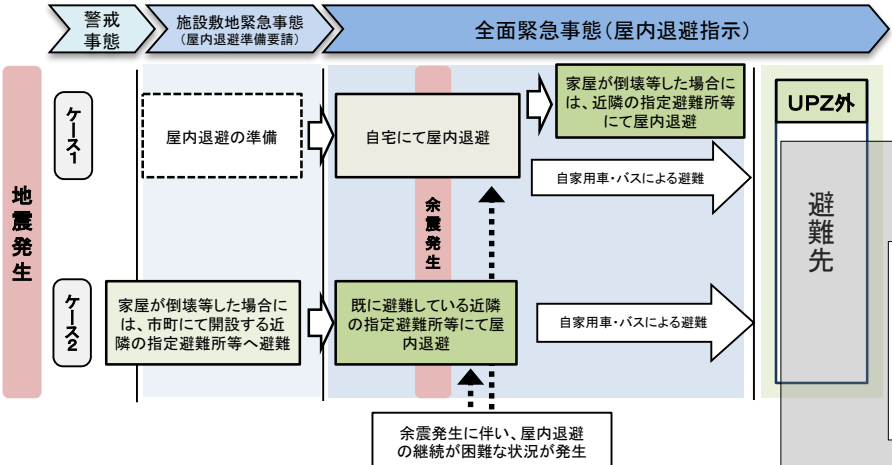
- ・乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄・配布及び国によるUPZ内外における安定ヨウ素剤の備蓄
- ・障害や病気等により緊急時に安定ヨウ素剤の受け取りが困難なUPZ住民への事前配布(平成30年度から実施)

〈改善⑬〉原子力災害時における医療体制の連携・強化

(参考) 「川内地域の緊急時対応」の改定ポイント

改善① 家屋の倒壊等により屋内退避が困難な場合の対応策の具体化

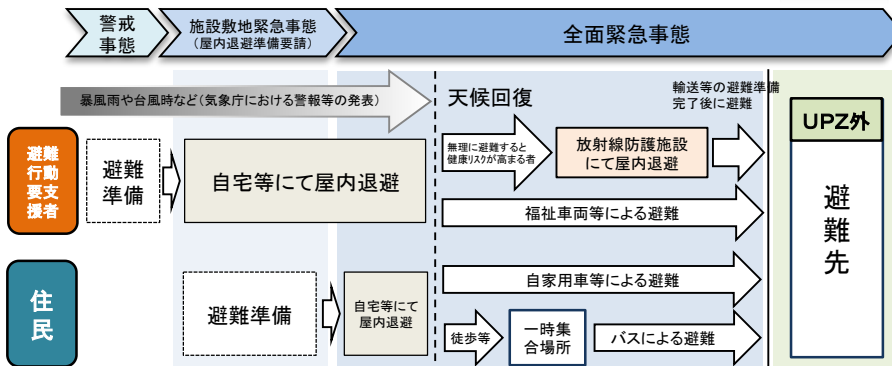
- ▶ 屋内退避指示がでていりながら余震が発生し、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先する。
- ▶ 屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び鹿児島県等は、住民等の避難を円滑に実施するため、避難経路や国が提供する原子力発電所の状況等について、確認・調整等を行う。



改善② 暴風雨や台風時などにおける防護措置の具体化

- ▶ 暴風雨や台風時など、気象庁から警報等が発表されている場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先し、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。
- ▶ 天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び鹿児島県等は、避難経路や避難手段、原子力発電所の状況等について、確認・調整等を行う。

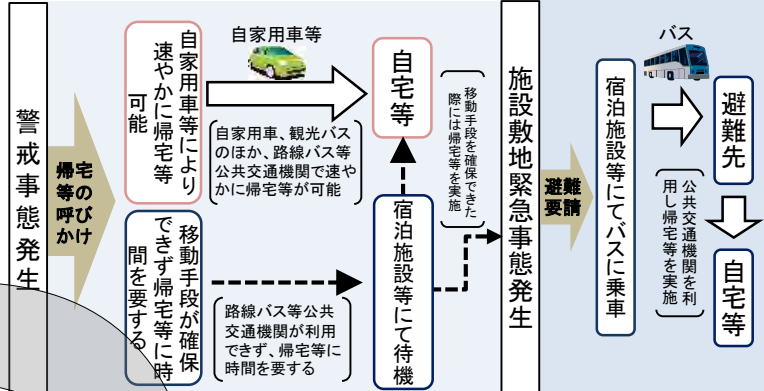
< 全面緊急事態で天候が回復した場合 >



改善③ 観光客等一時滞在者の避難行動等の具体化

< PAZの例 >

- ▶ 鹿児島県等は、観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で帰宅等を呼びかける。
- ▶ 帰宅等に時間を要する者は、宿泊施設等にて待機し、PAZ内では施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。



改善④ UPZ内に位置する自治体の主な避難経路等の明確化

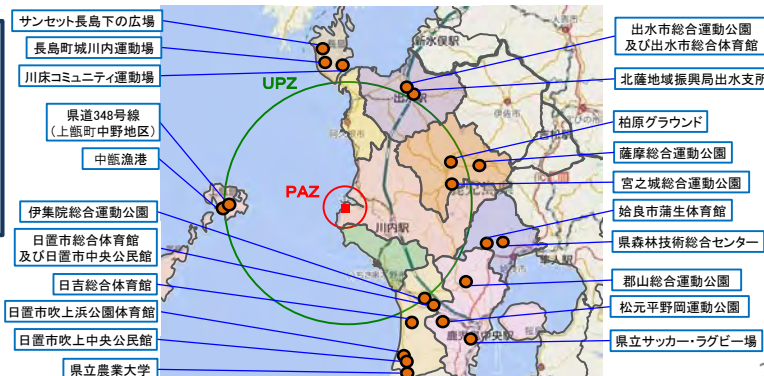
- 避難元地区
- ① 出水地区
 - ② 西出水地区
 - ③ 高尾野地区(一部)

- ▶ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。
- ▶ 自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



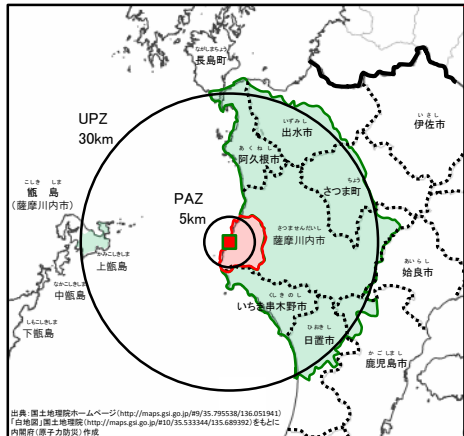
改善⑤ 避難経路沿いに避難退域時検査場所候補地を明記

- ▶ 緊急時の避難を円滑に行うため、30km圏周辺から避難所までの間で、避難経路上に21カ所の避難退域時検査場所の候補地を選定。



1. 川内地域の原子力災害対策重点区域

- 川内地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は208,285人（平成29年4月1日現在）。
- PAZ内の人口は薩摩川内市の4,524人。
- UPZ内の人口は関係9市町203,761人。



PAZ内 (概ね5km)	UPZ内 (概ね5~30km)	合計
4,524人	203,761人	208,285人

【UPZ市町】
薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、
鹿児島市、出水市、日置市、始良市、
さつま町、長島町

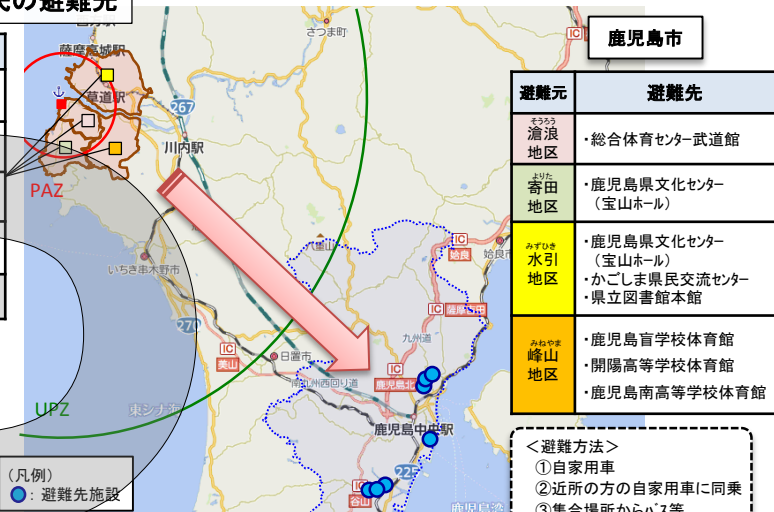
※ 人口は、平成29年4月1日時点

3. PAZ及びUPZにおける広域避難先

- 薩摩川内市のPAZ内4地区の住民避難先については、鹿児島市内の7施設に避難先を確保。
- 4地区における避難先については、普段から避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて住民に周知。
- UPZ内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。

PAZ内住民の避難先

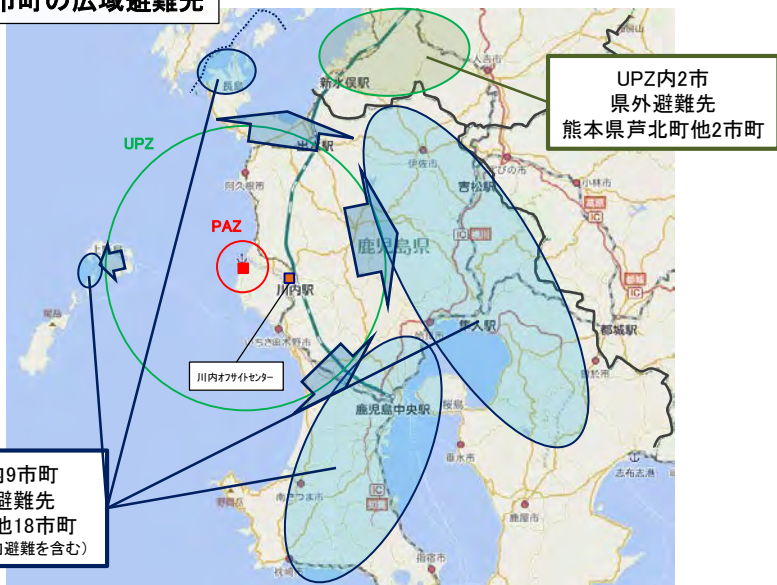
PAZ内人口	
瀧浪地区	375人
寄田地区	285人
水引地区	2,564人
峰山地区	1,300人
合計	4,524人



避難元	避難先
瀧浪地区	・総合体育センター武道館
寄田地区	・鹿児島県文化センター（宝山ホール）
水引地区	・鹿児島県文化センター（宝山ホール） ・かごしま県民交流センター ・県立図書館本館
峰山地区	・鹿児島盲学校体育館 ・開陽高等学校体育館 ・鹿児島南高等学校体育館

- <避難方法>
①自家用車
②近所の方の自家用車に同乗
③集合場所からバス等

UPZ内市町の広域避難先



UPZ内2市
県外避難先
熊本県芦北町他2市町

UPZ内9市町
県内避難先
霧島市他18市町
(同一市町内避難を含む)

2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期対応段階は放射性物質放出前から原子力施設の状況等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ① EAL (Emergency Action Level) による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準 (EAL) を設定。EALに基づき、避難等の防護措置を実施。
※施設敷地緊急事態要避難者の避難は、通常以上の時間がかかるため、EAL (SE) の段階から避難を開始する。ただし、避難の実施により健康リスクが高まるおそれのある者は遠へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- ② OIL (Operational Intervention Level) による放射性物質放出後における防護措置
国はEAL (SE) の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準 (OIL) に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。

